

総会

配布：一般

2014年4月15日

原文：英語

人権理事会

第25会期

議事日程議題7

パレスチナおよび他の占領下のアラブ領域
における人権状況

人権理事会により採択された決議

25/30.

**ガザ紛争に関する国際連合国際独立事実調査団
の報告書のフォローアップ**

人権理事会は、

東エルサレムを含む、占領下のパレスチナ領域における人権状況に対するフォローアップの、
2009年1月12日に採択された決議S-9/1、および2010年10月16日に採択された決議S-12/1を
含む、関連諸決議並びにガザ紛争に関する国際連合事実調査団の報告書¹を想起し、

国際人道法および国際人権法を含む、国際法の関連する規則および原則、とりわけ東エルサレ
ムを含む、占領下のパレスチナ領域に適用可能な、1949年8月12日の、戦時における文民の保護
に関するジュネーブ条約をまた想起し、

1. ガザ紛争に関する国際独立事実調査団の報告書に含まれた勧告を実行することに関する適
切な行動が、被害者のための正義と実行者の説明責任を確保するため国内または国際的な水準で取

¹ A/HRC/12/48.

られることで総会が満足させられるまで、総会が引き続きその問題を知らされ、そしてその権限の範囲内の追加の行動が、正義のために要求されるかどうかを審議する用意もまた残るというその勧告を更新する。

2. この問題に引き続き取り組むことを決定する。

第56回会合

2014年3月28日

[46対1の記録投票により採択された。投票結果は以下の通り：

賛成：

アルジェリア、アルゼンチン、オーストリア、ベナン、ボツワナ、ブラジル、ブルキナファソ、チリ、中国、コンゴ、コスタリカ、コートジボワール、キューバ、チェコ共和国、エストニア、エチオピア、フランス、ガボン、ドイツ、インド、インドネシア、アイルランド、イタリア、日本、カザフスタン、ケニヤ、クウェート、モルディブ、メキシコ、モンテネグロ、モロッコ、ナミビア、パキスタン、ペルー、フィリピン、大韓民国、ルーマニア、ロシア連邦、サウジアラビア、シエラレオネ、南アフリカ、旧ユーゴスラビア・マケドニア共和国、アラブ首長国連邦、グレートブリテンおよび北アイルランド連合王国、ベネズエラ（ボリバル共和国）、ベトナム

反対：

アメリカ合衆国]